



保護樹木の指定解除について(報告)(その1)
(平成30年1月1日～平成30年4月30日)

指定番号	第1121号	所在地	東大泉1丁目12番	解除年月日	平成30年1月12日
樹種	ケヤキ	指定時幹周	210cm		
1	<p>枯れ枝が目立ち折れ枝の落下が増えた。テニスコートに隣接しており、利用者に被害がおよぶ可能性があることから、指定解除し伐採を行いたい旨所有者より解除申請があったため。</p>				

指定番号	第1872号	所在地	大泉学園町6丁目15番	解除年月日	平成30年1月25日
樹種	アカマツ	指定時幹周	157cm		
2	<p>相続に伴い土地の売却をするため、所有者より解除申請があったため。</p>				

保護樹木の指定解除について(報告)(その2)
 (平成30年1月1日～平成30年4月30日)

3	指定番号	第1873号	所在地	大泉学園町6丁目15番	解除年月日	平成30年1月25日
	樹種	アカマツ	指定時幹周	157cm		
	相続に伴い土地の売却をするため、所有者より解除申請があったため。					

4	指定番号	第1874号	所在地	大泉学園町6丁目15番	解除年月日	平成30年1月25日
	樹種	アカマツ	指定時幹周	188cm		
	相続に伴い土地の売却をするため、所有者より解除申請があったため。					

保護樹木の指定解除について(報告)(その3)
 (平成30年1月1日～平成30年4月30日)

指定番号	第19号	所在地	練馬1丁目23番	解除年月日	平成30年2月2日
樹種	ケヤキ	指定時幹周	270cm		
5	<p>当該ケヤキは腐朽が進行し倒木の危険があるため、所有者が緊急に上部軽減せん定を行った。現地確認したところ、腐朽の進行は激しく指定解除はやむを得ない状況であり、所有者より解除申請があったため。</p>				

指定番号	第1590号	所在地	春日町2丁目13番	解除年月日	平成30年4月4日
樹種	エノキ	指定時幹周	182cm		
6	<p>所有者より、土地を売却し宅地開発に伴い解除申請があったため。</p>				

保護樹木の指定解除について(報告)(その4)
 (平成30年1月1日～平成30年4月30日)

7	指定番号	第1818号	所在地	春日町2丁目13番	解除年月日	平成30年4月4日
	樹種	カエデ	指定時幹周	150cm		
	所有者より、土地を売却し宅地開発に伴い解除申請があったため。					

8	指定番号	第943号	所在地	平和台1丁目32番	解除年月日	平成30年4月17日
	樹種	ケヤキ	指定時幹周	229cm		
	所有者より、当該樹木が枯れてしまったため解除伐採したい旨の連絡があり現地確認を行った。根元の腐朽空洞部分は大きく、幹は半分以上が枯れている状態であり、所有者より解除申請があったため。			  		